

明監報第19号

財政援助団体等監査（明石市立文化博物館指定管理者）結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成26年(2014年)10月24日

明石市監査委員	林	郁	朗	
同	星	川	啓	明
同	辰	巳	浩	司
同	寺	井	吉	広

財政援助団体等監査（明石市立文化博物館指定管理者）の結果について

I 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
神戸新聞事業社・神戸新聞地域創造・NHKプラネット共同事業体	明石市立文化博物館	文化・スポーツ部 文化振興課

II 監査の期間

平成26年8月27日から平成26年10月24日まで

III 監査の範囲

主として、平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、関係書類の調査確認を行った。また、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法により、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、監査を実施した。

V 指定管理者等の概要

1 明石市立文化博物館（以下「文化博物館」という。）

(1) 指定管理者 神戸新聞事業社・神戸新聞地域創造・NHKプラネット共同事業体

代表団体 株式会社神戸新聞事業社

構成団体 株式会社神戸新聞地域創造

構成団体 NHKプラネット近畿総支社

(2) 指定管理者が行う業務

① 明石市立文化博物館条例第3条に規定する事業

② 文化博物館の利用及びその制限に関する業務

③ 文化博物館の観覧料及び使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する業務

④ 文化博物館の維持管理に関する業務

⑤ その他市長が定める業務

(3) 平成25年度指定管理料 156,100,000円

(4) 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

VI 監査の結果

指定管理者は、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した指摘事項については、改善措置を講じられたい。